

カードローン「マイカード」カード規定記載内容変更のお知らせ

カードローン「マイカード」のカード規定について、下表のとおり変更いたしますのでお知らせします。

＜主な「マイカード」のカード規定＞

マイカード・カード規定、マイカード<ビッグ>・カード規定、マイカード・リンケージ・カード規定、
マイカード・リンケージⅡ・カード規定、マイカード企業提携型(会社保証口)・カード規定 等

変更前	変更後
<p>1.カードの利用 (本文不変) (①～②略)</p> <p>③<u>当行および提携先</u>のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関(以下「カード振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる預入払出機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。</p> <p>④当行所定の預入払出機を使用して預入資金を当行所定の口座からの振替えにより払戻し、同時に当行所定預金口座に通帳を使用して預入れをする(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)場合。 (⑤略)</p>	<p>1. カードの利用 (本文不変) (①～②略)</p> <p>③提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関(以下「カード振込提携先」といいます。)のうち当行所定の自動振込機(振込を行うことができる預入払出機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。</p> <p>④削除</p> <p>(⑤略)</p>
<p>5.(預入払出機による振替入金)</p> <p>(1)預入払出機を使用して振替入金をする場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って、預入払出機にカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2)預入払出機による1回および1日あたりの振替入金は当行所定の金額の範囲内とします。</p>	<p>5.(預入払出機による振替入金)</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 削除</p>
<p>6. (自動機利用手数料等) ((1)～(2)略)</p> <p>(3)<u>当行の振込機</u>を使用して振込する場合には当行所定の振込手数料を、また<u>カード振込提携先</u>の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を振込資金の払戻し時に、貸越金支払請求書なしで貸越元金に組み入れることにより払戻したうえ自動的に支払いを受けます。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。 (④略)</p>	<p>6. (自動機利用手数料等) ((1)～(2)略)</p> <p>(3) カード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を振込資金の払戻し時に、貸越金支払請求書なしで貸越元金に組み入れることにより払戻したうえ自動的に支払いを受けます。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。 (④略)</p>
<p>10.(カード・暗証の管理等) ((1)～(3)略)</p> <p>(4)<u>振替および振込</u>については、本規定11条、12条に定める場合を除き、当行所定の操作により取引を完了したときは、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>10.(カード・暗証の管理等) ((1)～(3)略)</p> <p>(4)振込については、本規定11条、12条に定める場合を除き、当行所定の操作により取引を完了したときは、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>